

林政審議會 議事録

林野庁林政部林政課

林政審議会 議事次第

日 時：平成25年10月16日（水）13:10～15:12

場 所：農林水産省第3特別会議室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

（1）国有林野の管理経営に関する基本計画について

（2）その他

4. 閉 会

○漆原林政課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから「林政審議会」を開催いたします。

まず、定足数について御報告いたします。本日は、委員20名中現在13名の委員に御出席をいただいております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、台風の影響による交通機関の大きな乱れによりまして、古口委員、塚本委員におかれましては、おくれて到着されると御連絡をいただいております。

それでは、岡田会長、よろしくお願いいたします。

○岡田会長 皆さん、こんにちは。ただいまから審議会を開催したいと思います。

本当に台風の中、開催も危ぶまれる状況があったのですが、前泊、それから大変な長時間をかけてお集まりいただきました。心より感謝を申し上げます。

それでは、本日は横山大臣政務官に御出席いただきましたので、まず政務官から御挨拶をいただきたいと思います。

○横山大臣政務官 皆様、ようこそいらっしゃいましたというか、大変ありがとうございます。台風26号が襲来する中で、委員の先生方におかれましては、前泊をされて来られていらっしゃるという、大変にお仕事がお忙しい中にもかかわらず、林政審議会のためにこうしてお集まりいただきまして、心から感謝を申し上げます。

本日は、国有林野の管理経営基本計画ということで、2回目と聞いておりますけれども、今、攻めの農林水産業という言葉が大分浸透してまいりましたが、その具体的な中身を位置づける重要な基本計画だと認識をしております。

今、官邸では、農林水産業・地域の活力創造本部というのがありまして、そこで11月をめどに取りまとめをしているところでございます。その中におきましても、森林・林業をどうやって成長産業にしていくかということの位置づけがなされていきます。

そういう意味におきましても、この基本計画の中で委員の皆様方から御意見を頂戴いたしまして、国有林がどのような役目を果たしていけるのか、成長産業にするに当たって、国有林の貢献がどのような形でできるのか、皆様方から貴重な御意見をいただきたいと思いますと思っております。

この基本計画の策定をもちまして、しっかりと私たちも森林・林業の成長産業化に向けて努力をしてまいる決意でございます。

本日は、大変にお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。活発な御意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○岡田会長 どうもありがとうございました。

政務官におかれては、公務が大変お忙しくて、ただいまをもって御退席と伺っております。ありがとうございました。

○横山大臣政務官 どうも失礼いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(横山大臣政務官退室)

○岡田会長 それでは、次第に従って議事を進めてまいりたいと思います。

議事の1番目は、ただいまもお話でしたが「国有林野の管理経営に関する基本計画について」でございます。この件につきましては、前回のこの審議会は9月11日でしたが、その際はおおよその方向性ですとか、審議のスケジュール等々についての御案内と、多少意見交換めいたことがございましたが、説明ということでお話がございました。

本日は、改定の素案について御審議をいただくということになってございます。

それでは、奥田経営企画課長さん、お願いいたします。

○奥田経営企画課長 経営企画課長の奥田でございます。私のほうから「国有林野の管理経営に関する基本計画の改定（素案）」について、御説明申し上げたいと思います。

資料につきましては、お手元でございます1－1が改定素案の概要をまとめたものでございます。1－2が改定素案と現行計画との対照表、1－3が各委員の方々から事前に御意見等をいただいておりますので、その主な概要と対応（案）について整理したものです。この3つの資料を用いて説明させていただきたいと思います。

資料1－1、1－2に記載されている改定の素案につきましては、皆様に事前送付したもののから変更を加えておりません。皆様方からいただいた意見による素案の修正案につきましては資料1－3にまとめております。そうした意味では、1－1、1－2にはまだ御意見を踏まえた修正案は反映させておりませんので、その点御注意いただきたいと思います。

説明につきましては、主に1－1、1－3を使いまして、途中資料を行き来しますが、説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、資料1－1をお開き願ひしたいと思います。

最初に少し前回のおさらいになりますが「管理経営基本計画について」でございます。管理経営基本計画につきましては、全国の国有林を対象といたしまして、その管理経営の基本的な方針を示すために5年ごとに定める10年を1期とした計画でございます。

また、管理経営基本計画は、右の図に示しておりますとおり、森林法に基づきます全国森林計画と調和して定めることとされております。

現行の管理経営基本計画は、そもそもは平成21年4月からの10年間を計画期間といたしまして、平成20年12月に作成していたものにつきまして、昨年6月に成立いたしました国有林野管理経営法等改正法の規定に基づき、昨年の12月に一部変更を行ったものでございます。

2ページ、今後の策定スケジュールでございますが、管理経営基本計画につきましては、5年に1度定めることとされておまして、前回平成20年の改定から5年

が経過いたします本年12月までに改定する必要があるという状況でございます。

このため、12月に諮問・答申をいただき、決定・公表することを想定いたしまして、前回9月の林政審議会では変更のスケジュールあるいはポイント等について御説明を申し上げました。今回は改定（素案）並びに事前にいただきました委員の先生方の御意見の対応（案）を作成してございますので、これらにつきまして、御審議いただきたいと思いますと考えております。

その上で、来月11月には1カ月かけましてパブリックコメントを実施いたしまして、意見の集約、改定案の修正等を行った上で、12月に諮問・答申ということで考えております。

3ページ、こちらでは、前回御審議いただきました改定の検討方向について、御確認いただきたいと思いますと思います。

現行計画につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、昨年12月の変更におきまして、一般会計移行を踏まえた大幅な記載内容の変更を行い、これに基づく新たな取り組みが今年度から始まったばかりであり、その継続が基本と考えております。

一方で、今回は一般会計移行後の初めての定期改定ということもございまして、改めて一般会計のもとにおける計画としてふさわしい構成となるよう、精査が必要と考えております。

これに加えまして、2つの論点について検討しております。

1点目「今後、より重視していくべき事項」についてでございます。現在「攻めの農林水産業」の施策展開に向け、省を挙げて取り組んでおります。

このことを踏まえまして、国産材の安定供給体制の構築への貢献について記載を充実させる方向で検討いたしました。

2点目の論点につきましては、「昨年12月の変更以降の状況変化」として、間伐特措法が改正されたこと、あるいは10月4日閣議決定されました全国森林計画の策定がございました。

これらを踏まえまして、人工林資源の成熟に伴う主伐の増加と、その後の再生林への対応、近年頻発する豪雨災害等への対応といったものを記載する方向で検討いたしました。

なお、このほか、表現の明確化あるいは適正化の観点から、用語等の見直しにつきましても、若干検討しております。

4ページ、まず、1つ目の論点でございます「今後、より重視していくべき事項への対応」についてでございます。

改定に向けた背景でございますが、国産材の流通につきましては、小規模・分散・多段階な構造が課題とされておりまして、「攻めの農林水産業」に関連し、6月に閣議決定されました「日本再興戦略」におきましても、林業の成長産業化に向け

て、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等の推進が盛り込まれたところでございます。

この点を計画に記載しようとする、計画事項のうち「国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項」に記載することとなりますが、現行の記載につきましては、国有林材の供給に関する内容と、国産材全体の安定供給に関する内容を特に区分せず記載している状況となっております。

これらを踏まえまして、まず、国有林材の供給と国産材全体の安定供給についての書き分けを行うために「国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献」の項目を新たに新設いたしまして、その上で地域の川上、川中、川下の関係者との連携強化、国産材の流通合理化に向けた貢献といったものについて記載を充実させる方向で検討したところでございます。

5 ページと 6 ページでは、改正の背景となる資料の該当箇所を抜粋したものを示ししてございます。

5 ページ、まずは上段、6 月に閣議決定されました「日本再興戦略」についてでございますが、この中におきまして「新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築、施業集約化等を進める」との記載がございます。

また、同じく 6 月に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針」におきましても「また、森林・林業について、新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等に取り組む」と記載されたところでございます。

6 ページ、8 月に官邸で開催されました「第 4 回農林水産業・地域の活力創造本部」において示されました「検討課題」の関係部分を抜粋してございます。

ここでは「検討課題」の 1 つといたしまして「林業の成長産業化を図るため、CLT 等新たな製品・技術の開発・普及に向けた環境整備や公共建築物等の木造化等による木材需要の創出、需要者ニーズに対応した国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する」ことが掲げられたところでございます。

また、鳥獣害対策につきましても「美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承するための施策を推進する」と検討課題の中で取り上げられているところでございます。

7 ページにおいては、5 ページと 6 ページに掲げられました今後重点的に取り組むべき方向性を踏まえまして、林野庁として具体的に取り組むべき項目を取りまとめてございます。

人工林資源が本格的に利用期を迎える中であって、CLT 等新たな製品・技術の普及や公共施設等での地域材利用の推進により、新たな木材需要の創出に取り組むこと、また、国産材を価格・量・品質の面で安定的に供給するための流通体制の構築ですとか、施業集約化、路網整備、造林の低コスト化等による効率的な森林整備を推進し、国産材の安定供給体制の構築等に取り組むこととしてございます。

8 ページ、こちらでは 7 ページの林野庁全体の取り組みの中で、国有林野事業が

どのように関わっているかについて整理してございます。

国有林野事業におきましては、まず原木の安定供給ということで、国有林材の「システム販売」を推進するだけでなく、民有林と一体となった「システム販売」について拡大することで、国産材全体の供給体制の構築に貢献したいと考えております。

また、効率的な森林の整備・保全の促進につきましては、造林・育林の低コスト化に向け、コンテナ苗を活用いたしました低コスト造林の普及などに取り組むほか、再造林等の阻害要因となる鳥獣被害への対策ということで、現在静岡県で良好な結果を残しているシャープシューティングの広範な導入に取り組むこととしております。

9 ページ、ここからはただいま御説明申し上げた 1 つ目の論点を踏まえまして具体的な改定案をお示ししてございます。

この資料の新旧対照表におきまして、赤字で記載しているところは、今回の改定における変更箇所を示しております。また、青字で記載しているところは、構成変更等に伴いまして事項を越えて移記した箇所、つまり内容は変わっていませんけれども、記載場所が変わったということでございます。

事項「3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項」についてです。

まず、構成の変更について御説明いたします。「国有林材の供給」と「国産材全体の安定供給」についての書き分けを行うために、現行における 2 つの項目を、まず「（１）林産物等の供給」として統合いたしまして、「（２）国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献」の項目を新設いたしました。このため青字が非常に多くなっておりますが、現行の計画で「（２）林産物等の販売」の項目で記載された内容を、漏れがないよう（１）に移記しているところでございます。

10 ページ、上段につきましては「（１）林産物等の供給」の続きの部分でございます。

まず、1 パラグラフ目でございますが、前のページからの続きで、素材販売にしまして、良材は民間の木材市場等を活用し、並材、低質材等は「システム販売」を推進する旨を記載してございます。現行の記載を基本としておりますが、最近の国産材、型枠合板の動きなどを踏まえまして、土木分野での利用拡大についても言及させていただきました。

2 パラグラフ目でございますが、木質バイオマス利用に関する記述でございます。固定価格買取制度を利用した動きが各地で活発化する中で、国有林の「システム販売」への期待が高まっていることを踏まえた修文を行いますとともに、関連いたしまして、未利用間伐材等についての説明も追加いたしてございます。

3 パラグラフ目でございますが、後ほど御説明いたします 2 つ目の論点、間伐特措法の改正等とも関連いたしますが、資源の成熟に伴い、今後主伐の増加が見込まれますことから、そこから供給される主伐材についても、現在の間伐材中心の供給

と同様、効果的な供給に努める旨を記載したいと考えております。

次に、項目を新たに設置いたします「（２）国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献」でございます。

書きおろしになりますが、まず１パラグラフ目で、我が国の林業・木材産業にとって、国産材の安定供給が課題となっていることを明らかにいたしました。

２パラグラフ目で、国有林野事業といたしまして、そのための体制構築に寄与すること、３パラグラフ目で「特に」といたしまして、先ほど８ページで説明いたしました民国一体となった「システム販売」による直送を普及・拡大することなどを記述しております。

11ページ、従来（１）で記述していましたが価格急変時の供給調整機能に関する記述につきましても、国産材全体にかかわる事案として（２）の項目に移記してございます

次に、鳥獣被害関連になりますが、鳥獣被害に関する記述につきましては、昨年12月の変更時に、項目で「１－（１）－ウ 生物多様性の保全」の項目におきまして、積極的な個体数管理に言及し、記載内容を充実させていただいたところでございます。

今回は鳥獣被害が森林・林業に係わらず、農業等地域社会の様々な側面から影響を与えることを踏まえまして、「７－（２）地域振興への寄与」の項目で記載を充実させることといたしました。

また、あわせて民有林材を含めました安定供給体制の構築につきましても、地域振興にかかわる事案として追記してございます。

ここで、資料が飛びますが、１－３をごらんいただきたいと思います。

こちらが各委員の皆様方からいただいた事前の意見とそれに対する対応（案）でございます。

１ページ、事前に送付させていただきました改定素案につきまして、予め委員の皆様方から御意見を賜っております。その主な内容、対応（案）について説明をさせていただきますと思います。

まず１つ目は、資料１－１の10ページ、一番上のパラグラフに関しての御意見でございますが、「一般に木材の安定供給とは、量的に多く出すことと解釈されるが、国有林材の供給に対しては、単なる安定供給いわゆる量的拡大だけではなく、調整も強く求められていることから、両者を併記した表現とすべきではないか」という御意見でございます。

この御意見に関しましては、御意見の趣旨とともに、今回「国有林材の供給」と「国産材供給に対する貢献」とを項目を分けて記載することとしたことも踏まえまして、国有林材の安定供給が単なる量的拡大と捉えられることのないよう「地域の林業・木材産業の活性化に資する国有林材の供給」との表現に修正したいと考えて

おります。赤い字で示したところが修正部分でございます。

なお、「林業・木材産業の活性化に資する」との表現につきましては、資料 1－1 の10ページが一番上の青字で書いてありますところの、現行計画の表現をそのまま参考とさせていただいております。

次に、2つ目の御意見でございますが、これは前回の林政審議会でもいただいた御意見でございます。「国産材の利用の動きが活発になってきていることを踏まえ、国有林の生産量の増加について明記すべきではないか」という御意見でございます。

この御意見に関しましては、資料 1－1 の10ページ、3 パラグラフ目で人工林の主伐の増加について記述することをもって、御趣旨を反映させていただきました。

3つ目の御意見でございます。「漠然とだが、戦後のような切り過ぎが起こらないよう、次世代に健全な森林を残すために、必要であれば切らないという趣旨を記述すべきではないか」という御意見でございます。

この御意見に関しては、資料 1－1 には出てこない部分でございますが、1－2 の資料を見ていただくと分かるかと思いますが、1－(1)－アにおきまして、国有林野を「山地災害防止タイプ」「自然維持タイプ」「森林空間利用タイプ」「快適環境形成タイプ」「水源涵養タイプ」に区分いたしまして、いわゆる公益林として適切な施業を推進する一方、木材等生産機能は区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を供給する旨を明確にさせていただいていることから、既に趣旨については計画に盛り込まれているものとして御理解いただければと考えております。

次に、資料 1－3 の2ページ、今回新設いたしました3－(2)の項目に移記しました供給調整機能の発揮に関する記述につきまして、地域や関係者の意見の把握だけでなく、具体的に機能を発揮させるための取り組みについても記述すべきではないかとの御意見でございます。

この御意見に関しましては、まず国有林野事業の供給調整の具体的な取組内容について説明をさせていただいたほうがよろしいかと思しますので、1－3 の資料の一番最後の6ページをごらんいただけますでしょうか。

供給調整の実施に当たりましては、まず複数の森林管理署の管轄からなるブロックを単位といたしまして、幅広い地域の関係者の方々から聞き取り等の情報の収集・分析を行いまして、その内容を、各森林管理局及び林野庁本庁に設置されました有識者等から構成されます、国有林材供給調整検討委員会に報告することとしております。この検討委員会におきまして、報告をもとに木材の需給動向を分析いたしまして、供給調整の必要性を検討いたします。

この委員会を定期的に実施していく中で、検討の結果、供給調整が必要となった場合には、例えば供給時期の調整ですとか、ブロックや局の管轄を超えた長距離輸送ですとか、備蓄林からの供給といったことを行っていく流れになってございます。

2ページに戻っていただきたいと思います。こうした流れの中で供給調整が行わ

れるということから、昨年12月の変更時に加えた本文は、経常的に行う意見把握の取り組みのみを例示していたところでございますが、御意見の趣旨を踏まえまして「必要に応じた供給時期の調整等」と例示を追加したいと考えております。

以上が1つ目の論点にかかわる改定素案と御意見への対応でございます。

続きまして、2つ目の論点「昨年12月の変更以降の状況変化への対応」について、御説明いたします。再度資料1-1、12ページにお戻りいただけますでしょうか。

まず、改定に向けた背景でございますが、本年5月に間伐特措法が改正されまして、同法に基づく基本指針において、平成25年から32年までの京都議定書第二約束期間における間伐等の促進とともに、将来にわたる吸収量の確保のため、主伐後の確実な再造林を含めた造林の促進等が盛り込まれたところでございます。

また、先日閣議決定されました全国森林計画におきまして、近年頻発する集中豪雨への対応等が盛り込まれました。これらを基本計画に追加することが検討の方向でございます。

具体的には次ページ以降でございます。

13ページ、背景となります地球温暖化対策に関する動きでございますが、平成24年度までの京都議定書第一約束期間における地球温暖化対策につきましては、「京都議定書目標達成計画」に基づき取組を進めてまいりましたが、これに代わる平成25年度以降の地球温暖化対策計画につきましては、未だ策定されていない状況でございます。

このため、平成25年度以降の地球温暖化対策につきましては、本年3月15日に地球温暖化対策推進本部において「当面の地球温暖化対策に関する方針」が決定されております。この中では、Ⅰの中段以降にございますが、来月11月に開催されますCOP19までに削減目標を見直し、新たな地球温暖化対策計画を閣議決定することとなっております。

しかしながら、現時点では、新たな計画が策定されていないことから、本方針に記載されている我が国としての今後の取り組み方針を踏まえまして、改定素案を作成いたしております。

なお、この中で、森林関係につきましては、Ⅱにありますとおり「国際的に合意された新たなルールに則った森林等の吸収源対策や、バイオマス等の有効活用を積極的に推進する」とされております。

14ページ、本年5月に改正されました間伐特措法に基づき、農林水産省として作成しました「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針」でございます。この指針におきまして、平成25年度以降も引き続き間伐の実施を促進するほか、伐採適期を迎えた高齢級の人工林も増加していることから、主伐を実施し、確実な再造林を実施していくことが記載されております。

また「傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効果的な間

伐の実施」や「コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に努めること」も記載されているところでございます。

これらを踏まえまして、15ページから17ページのとおりに、改定素案を検討いたしました。

まず、15ページ、「1－（１）－イ 地球温暖化対策の推進」の項目についての修正でございます。赤字部分中段の Paragraph でございますが、前半につきましては、13ページの「当面の地球温暖化対策に関する方針」に記載されました今後の温暖化対策の方向性について記述させていただきました。また、後半は14ページの「間伐特措法の基本指針」に記載されております間伐と造林の促進について記述しております。

今後の対策につきましては、今後策定される新たな計画に基づく旨を記述してございます。

最後の「特に」の Paragraph につきましては、14ページの中段、後段の記述を踏まえまして、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及に、国有林が今後傾注していく旨を記述しております。

16ページ、今後の主伐の増加につながる資源内容の変化につきましては、地球温暖化対策にとどまらず、管理経営全体に関わる基本的な認識であることから、「1－（１）－ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進」の項目においても記載することといたします。

17ページには、14ページの間伐特措法基本指針にございました「傾斜等の自然条件等、地域の実情に応じた効果的な間伐の実施」ですとか、「コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化」を踏まえまして、これに関連する技術開発等に関する項目の内容を充実しております。

18ページ、前回の林政審議会で答申をいただき、先日閣議決定されました「全国森林計画」関連でございます。このたび策定されました全国森林計画におきまして、民有林・国有林間での一層の連携強化や、近年頻発する集中豪雨等を踏まえた対策の考え方が新たに盛り込まれました。

このことを受けまして、管理経営基本計画におきましても、19ページのとおりに、同様の記載を盛り込むことといたしました。

以上が2つ目の論点に関する改定素案でございます。

再び資料1－3をお願いしたいと思います。3ページ、まず、「集中豪雨の頻発等で災害の危険が増加していることは気候変動による影響であり、単に地球温暖化防止あるいはCO₂吸収量の確保との表現にとどまらず、気候変動による影響への対応であることを強調したほうが国民には伝わりやすい」という御意見でございます。

この御意見に関しましては、御意見の趣旨を踏まえまして、「1－（１）－イ 地球温暖化対策の推進」におきまして、資料1－1でいいます13ページにございます

が、「当面の地球温暖化対策に関する方針」の前文の部分「地球温暖化がもたらす脅威に対し、現在及び将来における国民の生命・身体・財産の安全を確保するため、今後とも、環境と経済の両立を図りつつ、切れ目なく地球温暖化対策を推進する必要がある」、ここの部分を引用することで、国民に対し、対策の必要性がより伝わるように修正したいと考えております。

また、コンテナ苗について御意見をいただきました。「コンテナ苗の活用を民有林への普及・定着を図るものの例示として特記することについては、今後の成長等不確定要素もあること、必ずしも良しとしない民有林関係者もいること等から、適当ではないのではないか」という御意見でございます。

この御意見に関しましては、コンテナ苗は植栽時期を選ばないため、国有林では伐採と同時期にこれによる植栽を行うことで、地ごしらえを含めたコストの低減を期待しており、民有林におきましても、主伐後の確実な再造林等のための一方策として期待され、先ほど見ていただいたように、間伐特措法の基本指針におきましても明記されましたところでございます。このため、原案のとおりとしたいと考えておりますが、あくまでも民有林への普及・定着に当たりましては、強制することなく国有林での実績の紹介等を行う考えであります。

資料１－１に戻っていただきたいと思います。20ページ、論点３「一般会計移行を踏まえた構成等の精査」についてでございます。

改定案の検討方向にありますとおり、まず、「はじめに」（前文）につきまして、経緯に関する記述を減らし、一般会計移行後の国有林野事業の役割に焦点を絞った記載に整理することについて、検討いたしました。

また、「国有林野の管理経営の基本方針」については、「公益重視の管理経営の一層の推進」の項目に「地球温暖化防止対策の推進」等を一本化し、公益重視の管理経営の一層の推進、森林・林業再生に向けた貢献、「国民の森林」としての管理経営、この３つの柱に整理することについて、検討いたしました。

21ページから23ページまでがその改定素案でございます。

まず「はじめに」につきましては、これまでの改革の経緯に関する記述を削除いたしまして、国有林野事業の役割として本来23ページの青字のとおり、「国有林野の管理経営の基本方針」の前文に記載されておりました国有林野事業の目標を移記してございます。

22ページ「はじめに」の続きでございますが、冒頭の目標の下、公益重視の管理経営の一層の推進と森林・林業の再生に貢献すること、さらに、その根拠となる事業が一般会計により行われることを記述しております。

一方で「６ 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項」の（１）におきましては、現在の事業実施体制が平成10年の抜本的改革を通じ、徹底して行われたものであることがわかるよう、記載を充実しております。

24ページ、「国有林野の管理経営の基本方針」の項目につきまして、これまでの改定にあわせて追加されてきた「地球温暖化対策の推進」と「生物多様性の保全」について「公益重視の管理経営の一層の推進」の項目に一本化いたしまして、公益重視の管理経営の一層の推進、森林・林業再生に向けた貢献、「国民の森林」としての管理経営の3つの柱に整理することといたします。

また、用語の関係でございますが、「フォレストー」、「森林・林業再生プラン」等の用語につきましても、その後の施策の進展等を踏まえまして、「森林総合監理士」、「森林・林業基本計画に基づく施策」に修正しております。

以上が構成等の精査に関する改定素案でございます。

再び資料1－3をごらんいただきたいと思います。4ページ「平成10年からの抜本的な改革の結果、大きく方向転換し、国有林野を『国民の森林（もり）』とすることとしたことについては、管理経営基本計画の根幹に関わることであり、その趣旨について言及すべきではないか」との御意見でございます。

この御意見に関しましては、意見の趣旨を踏まえまして、国有林野事業の基本方針である公益重視の管理経営の一層の推進、森林・林業再生への貢献、国民の森林としての管理経営の3つの柱を明確にする形で、赤字でお示ししましたとおり「国民共通の財産である国有林野を名実ともに『国民の森林（もり）』とするよう」との表現を入れさせていただきました。

最後になりますが、今回の改定方向に沿った2つの論点及び構成等の精査以外の部分につきましても、御意見をいただいておりますので、その概要を御説明申し上げます。

5ページ、まず1つ目でございますが「1－（1）－ウ 生物多様性の保全」に関しまして、「生物多様性の保全の観点から『自然維持タイプ』等においても伐採を含め森林に手を入れる必要があることも記述しておくべきではないか」との御意見でございます。

資料1－2に今回変更していない部分を含めた改定素案の前文がございます。こちらの6ページから7ページの部分が「生物多様性の保全」に関する記述でございますので、こちらをあわせてごらんいただければと思います。

7ページの上から2段落目「具体的には」の段落でございますが、3行目以降に「原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林については、厳格な保全・管理を行う保護林や野生生物の移動経路となる『緑の回廊』に設定し、モニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進する」との記載がございます。この「モニタリング調査等を通じた適切な保全・管理」の言葉の意味の中には、必要に応じて伐採を行うことも含まれてございます。このため、既に意見の趣旨は盛り込まれているものとして原案のとおりとさせていただきたいと考えております。

資料1－3の5ページの下の部分、項目「7－（3）東日本大震災からの復旧・

復興への貢献」に関しまして、「東日本大震災への対応について、『できるだけ早く』復興するという積極的な姿勢を示すべきではないか」との御意見をいただいております。資料１－２では21ページから22ページにまたがって記載しております。

この御意見に関しましては、昨年12月の変更時に記載いたしました内容ではありますが、今後の復興との文言については、時点修正が必要と考えられますので御意見を踏まえまして「引き続き、早期の復興に向けて積極的な貢献に努める」との文言を入れさせていただきたいと考えております。

以上で国有林野の管理経営に関する基本計画の改定案に関する説明を終わらせていただきますが、今後パブリックコメントに向けましては、省内の法令担当部局におきまして、法令上の文言の審査を受けることとなっております。このため、改正素案に資料１－３の修正を反映させますとともに、本日の御審議の結果、さらに必要があればその修正を行うことに加えまして、法令上の文言修正が入る予定ですので、御承知おきいただきたいと思います。

また、地球温暖化対策に関する記述についてでございますが、政府の当面の方針によりますと、来月に開催されますCOP19までに従来の削減目標を見直し、その実現のための地球温暖化対策計画を閣議決定する方針が示されております。このため、管理経営基本計画の改定前までに地球温暖化対策計画の検討状況を見きわめまして、もし修正が必要となれば、予め委員の方々にメール等で御相談させていただいた上で、諮問する案を作成したいと考えておりますので、その点につきましても御承知おき願いたいと思います。

説明は以上でございます。

○岡田会長　ありがとうございました。

実は変更点が非常に多くあるのですが、流れるように説明をいただきまして、あっという間に変更の多くのところをたちまちのうちに説明をいただいたものから、一見何事もなかったように呈しておりますが、問題は、１－２が基本計画の本文でございまして、全体像はここにしっかりと基盤を置いた上で、ただいまの説明は変更ないしは継続のところであっても体裁を変える、そんなことを含めて論点という形で１、２、３と整理をいただいて、そこを中心にどのように変えたかという変更点の説明をいただきました。

大変要領よく時間内で本当に盛りだくさんのところを説明いただきましたので、整理いただいた論点に沿った形で御意見、御質問あるいは意見交換をしていただきたいと思います。

まず最初は、１－１をごらんいただきますと、４ページ「今後、より重視していくべき事項への対応」ということで関連する資料も含めて11ページまで、ここが論点１にかかわった変更点の内容とそのいわばエビデンスというか、資料の説明でございます。本文で言いますと、先ほど御説明いただきましたように、需給ですとか

供給の調整ですとか、こんなところに関わるところでございます。

御質問、御意見をいただきたいと思います。もちろんここで質問できなかったことを後ほどということでも全然構いませんので、まず論点1に関わって御質問、御意見、意見交換をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

永田委員、どうぞ。

○永田委員 私ども民有林と国有林と、一番利害が反するところも一部ありますので、その辺の御調整をいただきたいというところなのですけれども、最終的にこの計画自体の案文ではなくて、国有林野事業の供給調整の取り組みについてという資料をつけていただいておりますが、確かにちゃんと見れば価格高騰時、また、価格下落時の対応ということなのでしょうけれども、一見すると単なる高騰時の対策のように思えてなりません。

1つ考えていただきたいのは、供給時期の調整ということですが「年度をまたいで」のという文言を入れていただければ大変我々としては安心できるのですが、その辺は可能でしょうか。どうでしょうか。

○奥田経営企画課長 国有林野事業におきます供給調整につきましては、今、御発言のありました高騰時の対策に加えまして、例えば昨年などはそうだったのですが、春先からかなり価格が落ちまして、地域によってもそうでもない地域と大幅に落ちた地域がございます、大幅に下落した地域におきましては、具体的に申し上げますと、九州エリア等では供給調整も行いまして、3割ぐらい6月から7月にかけて量を絞るとかそういう対応もさせていただいたところでございます。ですから、決して高騰時だけの対策ではなくて、価格下落時においてもそういった調整をやっていきたいと考えています。

それから、時期の問題につきましては、特に3月になった途端に供給調整をやめるとか、そういったことは考えておりませんで、必要な時期を判断いたしまして、対応をさせていただきたいと思っております。

具体的に、もし、先ほど御発言のありました部分につきまして、本文の中でそういった部分を入れられるところがあれば、ちょっと調整いたしまして、どこの部分にそういったニュアンスが入るのか検討しまして、対応を考えたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

○永田委員 はい。ありがとうございます。

○岡田会長 そのほかいかがでしょうか。

澤田委員、どうぞ。

○澤田委員 今のお話に関連してなのですけれども、1－3の2ページの修正案なのですが「必要に応じた供給時期の調整等の取組を推進することとする」とあるのですが、こちらの一番最後の図にいただいているものを見ますと、ちょっとの

んびりしているかなというか、スピード感を持って対応していただけるような雰囲気ではなさそうに思いましたので、例えばこの文言を「価格急変時の供給調整機能を発揮するため、地域や関係者の意見の把握、必要に応じた調整等の迅速かつ的確な取組を推進する」と、どちらも急ぐという文言に変えていただくことはできないでしょうか。

この図でいうと、迅速に意見を収集する、意見を吸い上げてからそれをどうするのだというところへの取り組みが結構遅く感じるので、調整委員会というのが例えば1カ月に1度行われるのか、半年に1度なのか、市場というのは為替の変動と同じようにがっとう動いていきますので、そこの調整を早くしていただかないと、幾ら情報を収集していただいても、生かしている間も市場は動いているので、そこを急ぐということ、そこら辺を、最終的な中央委員会において、その辺の判断が早くできるようにということで、少し案文を調整していただくのはどうかと思いました。

○岡田会長 いかがでしょうか。1－3の6ページの取り組みについて、参考資料になっていますが、これはまず、これまでは余りこういう体系化がなかったことを踏まえると、今年度からの制度ということによろしいですね。

そうして、この聞き取りなりブロック単位での調査というのはどういう時間軸で行うのか、それから、真ん中の検討委員会はどんな時間軸で行うのか。まずはこれをはっきりさせるといいと。

これはいかがですか。

○奥田経営企画課長 一番左側のブロック単位での調査については毎月実施してございます。調整検討委員会のほうは、その結果を踏まえて必要であればすぐに開催いたしますし、特に定期的ということではございません。委員御指摘の迅速な対応という意味では、対応するような仕組みにはなってございます。

○岡田会長 そうすると問題なさそうな気がします。

○澤田委員 そうすると、そこの文言を、そこも急ぐ、迅速にするという文言に変えていただいても問題はないのではないかなと。このままだと意見は迅速に聞くとなっていますが、調整等は迅速にするとは読めないのもので、意見を聞いて調整等に取り組むのも迅速に的確に行うと読めるようにということです。

○岡田会長 この図に戻っていただくと、真ん中の黄色い箱の中のさらに真ん中の青い箱の必要性、すなわち迅速に調査をするけれども、関係している主体としては迅速に対応してほしいですが、ここの委員会が必要ないと言えば対応してくれないという可能性をここでは言っているのではないか、迅速迅速で押してくれないかという話ですね。

ここはどうですか。これは委員会を設けると委員会なりの判断が多分あるのでしようね。そうすると、状況としては価格が高騰している、下落している、急いで対応しなくてはと関わる主体は思っても、いや、待てと。これはこういう状況がちょ

っと変わると元に戻るから、かえって対応するとおかしくなることもあるので今は必要がないという判断もあり得るということですね。

何かコメントありますか。

○奥田経営企画課長 もし委員の言われるような趣旨であれば、この文章で十分反映できているような気がするのですが。

○岡田会長 鮫島委員、関連してですね。どうぞ。

○鮫島委員 今、澤田委員と全く同じことを6ページを見ていて思って、これは金融みたいな感じで、物凄くリアルタイムで動いているものに対して、こういう委員会は本当に機能するのかなと思っていたのです。

もちろん制度をつくることはいいのですが、現実に使える、現実にはフットワークよく動けるようなものは一体何なのかなというものをまずイメージとして持って、それから逆にこういうところに落とし返さないと、本当に使えるものがないのではないかなという気がすごくしていたのです。

多分木材の場合は大きなストックヤードをどんと持てば、日銀と同じような感じの機能ができるのではないかなと、実際それに近いような機能をイメージしているのではないかなと思ったのですけれども、そうではないのですか。だとすると、何となく書きぶりが変わってくるのではないかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

○沖国有林野部長 この件についてもうちょっとお話し申し上げますと、澤田委員が最初に言われましたけれども、木材の価格が毎日毎日変わっているではないかと。その傾向値を追いますが、1円下がったからやるとか、これはそんな話ではないのです。まさに鮫島先生が言われたように、大きなトレンドの中で、これはやばいぞとリーマンショックみたいなことが起これば分かるわけですね。そういうときにはこういった対応をしなくてははいけない。

もう一つ課題があるのは、国有林というのはどうしても日本の国土の北側に偏在している。出材量も偏在しておりますので、我が国国産材の約2割のウエートを占めていますけれども、それでもって今、言われたような大きなストックヤードがあって調整ができるかという、機能としてはそこまでないわけです。だから、九州みたいにスポット的に市場が下落したときに、そのスポット的なところに対応はしまししょうとか、そういうのはできます。あと、どうしても足りないというのだったら長距離輸送も含めてやりますが、大きな流れの中でこういった情報を迅速に挙げてもらうことが非常に重要で、我々は早く傾向値をつかむ。それに対してどういう対応をとれるかをしっかり考えてやる。

価格とすぐ連動するということはなかなか難しいのかもしれないけれども、トレンドを追ってきちんと対応していきたいということで、まず迅速な情報把握が必要ということで、ここに書かせていただいております。

我々はやはり信頼されていないのかなと思ったのですが、きちんとやるという言葉をここには書かせていただいております、いずれにしても我々の持っている能力の範囲内で、森林の分布が偏っている中において、どうやって市場さん等の価格とかに貢献できるかということを最大限考えると、この辺が限界なのかなと思いますけれども、何かやってみたい、やろうと、一般の人に対する、一般の民有林への貢献をしようということで、こういったシステムを設けたいと思っております、今年始めたばかりでございますので、やはりやってみて、まだまだ少しずつ見直しをかけていくことも考えさせていただきたいと思います。

○岡田会長 関連してですか。どうぞ。

○佐川委員 国有林の場合は、緊急の場合であっても公告を出し、入札を経て出材するとなると、実際に出てくるのは2カ月先、3カ月先になってしまうと思うのです。そうするとちょっと遅いのかな。1カ月半ぐらいで出さないと、相場が落ちる頃に出してしまうとまた逆になってしまうのではないかと考えていますけれども、いかがでしょうか。

○沖国有林野部長 公売の場合は確かに、これは国の財産ですのでどうしてもルールがあります。一定期間の公示期間が必要ですので、そういう形があるのですけれども、今、全体の約半分がシステム販売になってきております。ですから、長期契約をしておりますので、そういったものをお互いに協定の中で話をして、ちょっと今回この部分は押さえるけれども頼むねという話もしながら、たしか九州の場合はそうやって押さえていっておりますので、そういった意味ではシステム販売というのは色々な政策の手段として使えるのではないかなと思っております。そういう意味では、これからもシステム販売のウエートを少しずつ高めていくことも必要なのかなと思います。

○岡田会長 いかがでしょうか。ただいまの議論であれば、部長さんが言うにはこの文言で対応できるだろうと。委員各位はそれにしても緊急性、迅速性に欠ける文章で、もうちょっとそういう気持ちがあるのだったら、それを表したような表現に再度検討し直せという話ですね。ここで結論が出にくいので、意見としていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、論点2のほうで、これで論点1が終わりだということではありませんので、気がついたらまた出していただきたいのですが、昨年12月に一般会計化を踏まえてこの基本計画についても改定をしております。

しかし、その後いろいろな状況、情勢の変化があって、それへの対応がこの(2)でございます。ここに関わるころの、既に皆さんからいただいている修正案、今日改めてお聞きいただいて意見交換ないしは修正案がありましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

なお、ここに関わっては、1－1の13ページの地球温暖化対策に関する基本方針の中の最初の太字の下のところでしょうか、このあたりについては、その次の段落にありますように、現在新しい対策計画の策定に向けて動いているので、この動き、計画の案作成と閣議の決定内容次第では、多少さらなる変更があり得ますということが付言されました。

いかがでしょうか。

鮫島委員、どうぞ。

○鮫島委員 質問なのですが、1－1の14ページに、3.5%の吸収ということで、多分それで計算すると、毎年52万ヘクタール間伐をするという計算になるのだと思うのですが、これを8年間やられるわけですね。そうすると400万ヘクタールやるということだと思います。

間伐をやるところは全体の量であとどのぐらいの量があるのですか。これはかなりの広域面積ですね。既にやったところもありますね。それを合わせると、このやり方であと何年こういうことができるのだろうか、ふと思ったのです。

○本郷森林整備部長 今、資料を持ってきていませんけれども、全国森林計画に15年間の間伐の面積はこれだけだというのが出ております。その面積をやらなくてはいけない。8年間で416万ヘクタールというのは、15年間のうちの8年分、簡単にいうとそういう計算になるということでございます。

○鮫島委員 そうすると、15年で大体やるべきことは終わってしまうということですか。

○本郷森林整備部長 間伐というのは1回で済むわけではなくて、繰り返し、例えば10年に1回繰り返しでやるということで、同じ林地でも15年間の間に2回やったということも、もちろん起こってくるということでございますし、ここの52万ヘクタールというのは、過去に第一約束期間に1回間伐したものにまた関わるものもありますし、1990年以降であれば、過去に行ったものをもう一回行うものもこの面積に入っているということでございます。

○鮫島委員 3.5%の吸収源を確保するというのと、間伐の面積は連動しているわけですね。間伐の面積をこれだけやっていくということと、3.5%の吸収源を確保していくことは連動した関係にあるわけですか。

○本郷森林整備部長 もちろん連動しております。今、資料が手元に来ましたので、間伐の面積は15年間で728万ヘクタールやらなければいけないということで、全国森林計画には定めております。15年間で728万ヘクタールのうち前半部分といたらいいかもかもしれませんが、25年度からの8年間において416万ヘクタールぐらいはやる。416万ヘクタールを8年間でやることの結果として、8年間の平均で3.5%の吸収源とカウントできるぐらいでございます。

○鮫島委員 ということですね。そうすると、3.5%の吸収源を維持するというシ

ナリオと毎年間伐をやるというシナリオは、ずっとこれからも続いていく関係なのですか。15年たつと一応終わってしまう関係なのですか。

○本郷森林整備部長 いわゆるCOP、気候変動枠組条約の吸収に関する考え方の変更が、第三約束期間というのか分かりませんが、2020年以降同じように続くか、違う形になるかということとも関係しますので、先生のおっしゃる意味でいうと、今の時点では2020年以降の今後議論していく中身で決まっていくということだと思います。

○岡田会長 基本的には整備された森林ということですね。ですから、法律に基づいたり、こういう財政措置がある、そういうところはカウントしますよと、シンクとして誰もが認めることが可能ですねというスキームですね。だから一方で保安林の整備というところも入っていますし、間伐だけではない。

○鮫島委員 その森林の吸収源のシナリオと間伐の関係というのはいつかは変わってしまうこともあるということですね。今、3.5%というのは非常に間伐を推進する動機づけになっているわけですね。ただ、将来的にはその関係と間伐の関係は変わってくると考えられるわけですね。

○本郷森林整備部長 私どもとしては2020年以降も今の枠組みが続くように交渉していくことが基本だと思っています。

○鮫島委員 3.5%がCOPのほうでずっと守られれば、ずっと間伐を52万ヘクタールやっていけば、ある責任は果たしていけることがこれからもずっと続くわけですか。

○本郷森林整備部長 52万ヘクタールというのは、先生も御承知のように、これから齢級の山が動いていけば、だんだん間伐の間隔は薄くなる。前が55万だったのが52万、次にまたちょっと減るという関係にあることはそのとおりでございますけれども、COPの枠組みで決まるような何パーセントというものを認めていただく分をやるためには、どれぐらいの間伐量をやらなくてはいけないかというのはそこから出てまいります。

○鮫島委員 でも、そういう対象でやるところがなくなるということはないのですかという御質問です。

○本郷森林整備部長 それは会長がおっしゃられたように、適正に管理された森林経営として認定される森林の量を増やしていくということですので、やるところがなくなるとかという問題ではありません。人為がかかっているところにずっと人為をかけ続けていくことになろうかと思います。

○鮫島委員 では、この関係はつながるということですね。

○本郷森林整備部長 はい。

○岡田会長 そのほか、いかがでしょうか。

ちょっと気になりますのは、1－3の事前修正でコンテナ苗のところがございましたが、質問者はこれはよろしいですか。もし追加であれば。

澤田委員、どうぞ。

○澤田委員 実を言いますと、私はコンテナ苗がどういうものなのかをちゃんと把握しておりません。その前に、列状間伐というのも、私も林業のプロではありませんので、これもどんなものかはよくわかりません。この質問のところにコンテナ苗だけではなくて、列状間伐のことも、一緒に先に提出させていただいた意見には書きました。

書き方なのですけれども「民有林における普及・定着に資するように取り組むものとする」となっているのですが、例えば列状間伐を、実際私が見たところだとバリバリと割れていたりとか、昨今の災害とかでそんな伐り方をして大丈夫なのだろうかと、一国民としてはとても不安になるところがあるのです。

ですから、コストの面とか、低コストで出すとか、そのためにはとてもすばらしいシステムなのかもしれないし、ある一定の幅をあけるということで、例えば今までいなくなっていた動物たちがまた戻ってくることもあるかもしれないのですが、防災の面とかその辺で、実際に確立した、次の世代に対しても、何十年か先の日本人に対しても太鼓判を押してやれる施業であるというのであれば、普及・定着に努めていくのはもちろんしていただいていいかと思うのですが、まだちょっとわからない、研究の途中だということであれば、言葉に語弊がありますが、押しつけるようなやり方ではなくて、まだ研究している、これからもしていくという書き方に変えていただきたい。

この計画は5年間有効なわけですから、ここ2～3年ぐらいですごい気候変動で色々な災害が起きていますから、コンテナ苗はよくわからないですが、列状間伐を急速に推進するということをもう少し緩やかに書いていただけたらという意味でした。

○岡田会長 いかがでしょうか。ちょっと補っていただいたほうがよさそうだと思うのですが。

○奥田経営企画課長 まず、今、御発言がありました列状間伐につきましては、メリットとしてはコストの縮減が当然ございます。それとともに、林業機械化の推進にも非常に資するということ。さらに言えば、労働安全の確保、かかり木になって、それから倒れてきて頭を打ったりしてけがをするという災害が、非常に林業の場合は多いわけですが、その点が定性間伐と比べるとかかり木になりにくいという特徴がございまして、労働安全の上からも列状間伐はメリットがあると考えております。そういう意味では、私どもとすれば、ぜひこの仕組みを普及していきたいと思っています。

ただ、先ほども触れましたように、決して強制するということではなくて、国有林としてそれを実際にやってみて、その結果をお知らせすることでやりたい方にはやっていただくことになるかと思っていますので、委員が御心配の点は十分注意し

ながらやっていきたいと考えております。

コンテナ苗につきましては、写真があるとよくわかるのですが、ポット型の筒の中で、地面で育てるのではなくて空中で育てる感じで、中にスリットみたいなものが入っています。資料の８ページの右側の上に、背景に移っていますのが苗畑みたいなもので、地上70～80センチでしょうか、そこにポット型のものがございまして、その中で苗木を育てる形になってございまして、根がポットの中で曲がらないような形の仕組みですとか、あるいは根切りをしなくても、空中で育てていますので自然に根切りができるとか、そういった特性がございます。このため、非常に活着がいい。結果としまして植えつけの時期が、通常は春植えであつたり、地域によっては秋植えがございますけれども、時期を選ばないメリットがございます。

そのような意味では非常にコストの低減にもつながっていく、ある意味苗木生産においては画期的な技術ではないかということで、既に国有林においてもここ３年ぐらい使用しておりますし、実際にそれを使った施業の実証も森林総研などと一緒にやらせていただいて、実績としてかなり活着もいいですとか、先ほど申しましたコストも削減できるとか、ある程度の自信を持って勧めていける苗木だと思っております。

ただ、これにつきましても、先ほどお話ししましたように、決して私どもとして民有林に対して強制するつもりはございませんので、その結果を大いに普及することによって、逆に言えば、使いたい方にはどんどん使っていただいて、造林の推進などにも努めてまいりたいと考えております。

○岡田会長　ちょっと余計なことですが、本文で改めて見てもらうとわかるのですが、「伐採とコンテナ苗を用いたその後の造林を同時期に行う」、これが一つは大事な言葉かなと思います。技術としてもイノベーションだし、経営管理としても同時期に行う。これを可能にするものとしてのコンテナ苗。当面国有林でやっているわけで、これが大変技術的にも経営的にもいいということになれば、民有林にも普及をさせるべく取り組みたいという表現だということによろしいですか。もし御意見があれば。

○鈴木委員　全く無知な質問で恐縮なのですが、このコンテナ苗というのはスギ、ヒノキ以外にもさまざまな樹種で成果が出ているのでしょうか。そうだったら全く問題ないのですが、スギとかヒノキ固有にうまくいっているということだと、造林というのはスギとヒノキだけですと暗に言っていることにもなってしまいますので、そのあたりを念のために教えていただきたい。

○沖国有林野部長　そもそもコンテナ苗が実証として使われたのは、海外の植林から始まっています。海外では既にコンテナ苗というのは動いている話でして、それを日本に持ってきたと思っていただければいいと思います。

今、やっているのは、九州と東北局が中心になっていますけれども、スギがメイ

ンです。私は九州にいましたが、九州の場合は飢肥杉の挿し木がメインでございますので、非常にマッチしたものだと思っております。ほかの樹種についても、種苗の協同組合などではやっていただいております。今、一生懸命他樹種についても研究中、ただ、ヒノキやスギについては実用性が確認されているといっても構わないと思っております。ただ、実生についてはまだ若干年数がかかる。挿し木苗では1年、実生であればもうちょっとかかるかなと思います。

ほかの樹種への可能性は海外の例を見ても高いのではないかと思います。

○岡田会長 そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○新島整備課長 整備課長の新島でございます。

今のコンテナ苗の関係でございますが、民有林のほうでも国有林が先導的にやってもらっている中で、スギ、ヒノキのほかにもマツについても生産されており、広葉樹についても少しずつですがやり始めている状況でございます。したがって、国有林でそういう形で事業的にやってもらうことによって、民有林もそれに続いてやっていけるのではないかと期待しているところでございます。

以上でございます。

○岡田会長 懸念が払拭されたかどうかですが。

○鮫島委員 全く同じポイントなのですが、伐採した後再造林するもの、特に主伐だとそうしなくてはいけないわけですが、コンテナ苗というのは確かに新しい技術でいいのですが、造林コストはすごく高く、再造林に対してみんな引いて、なかなか主伐というところにはいかないと私はよく聞くのですが、コンテナ苗は1つの技術ですけれども、再造林コスト全体を抑えて全体を動かすためには、ほかにどんなことをやらなくてはいけないのでしょうか。どんなアイデアがあるのでしょうか。多分トータルのコストを下げるのが非常に重要だと私は思うのです。

○沖国有林野部長 全くおっしゃるとおりでして、コンテナ苗単独だけではなくて、優良苗をかけ合わせていく。造林のコストで一番かかるのは下刈りまでかかりますので、間伐特措法にも書いてありますけれども、早く成長していく優良苗をコンテナ苗と組み合わせることによって、今までは伐採して、地ごしらえして、植えつけをして、下刈りをしてとなっている工程を省くことができるのではないかと。伐採してそのまま地ごしらえができていますので、伐採のときについている作業道を使ってフォワーダーでコンテナ苗を上げて、ポイントポイントで全部植えていくということで、一括で発注ができる。さらに優良苗でやることによって、最初の1回目の下刈りを省けるのではないかと。そうすることによって、今、間伐にいくまでに最終的に200万円ぐらいかかるのですが、できれば半分とかその辺までいけばまだまだ戦えるのではないかなと思っています。

○鮫島委員 それは技術的にもうかなり見通しは立っていると考えてよろしいの

ですか。

○本郷森林整備部長 森林総研のほうで、茨城でまず実験をしておるのですけれども、ここに書いてあるような、皆伐した後コンテナ苗を、そのまま伐採した後すぐ機械を持って行って、地ごしらえもその機械でやってみたいなことで、3割減ることは実験データとしては出ています。

今、国有林野部長が申し上げましたように、成長が早い苗木を使うことによって、さらに下刈りのコストを下げる如果能够できれば、半分あるいはもっと下げる方法もこれから考えていかなければならないのではないかと考えております。

○岡田会長 非常に前向きに、民有林でも具体的にデータをとってやっているように伺っております。植え付けまで、それから間伐が終わる段階まででヘクタール当たり100万円以下でやりましたという民有林の事業体もあるやに聞いてはおります。

そのほかよろしいですか。

どうぞ。

○塚本委員 今までの委員の皆様方と私はちょっと観点が違うのかもしれないですけども、今回これを読ませていただきまして、先ほどの林業の低コスト化に向けた技術開発であるとか、システム販売であるとか、そういうところに随所に民有林との連携ということと、国産材としてどういう形で外から入ってくるものに対抗していこうかという中で、国有林はどういう役割を果たしているかというところが非常に如実に出ているということで、全体的には考え方としてこれでいいのかなというところがございます。

ただ、今まで委員の皆様方がおっしゃっていましたが、実際にどういうものであるかということが具体的にわからない方々というか、林業の専門家でない方々にとって、どういうことをしていこうかということを御理解いただくことも必要かなと思いますので、そここのところの記述でありますとか、説明ぶりをもう少し充実していただければ、非常にいい内容であるということを御理解いただけるのではないかなと少し感じましたので、御検討いただければと思います。

以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございます。

第3番目の論点に移ろうと思いましたが、そこにも関係するような御意見ですね。1-1でいきますと20ページ以降になりますが、ここにかかわってそのほか何か御意見がありましたらいただきたいと思います。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 3点ほどあります。1つずつ性格が違いますが、1つ目は、きょう御説明を伺いながら、1-2の資料を拝見していて思ったことでありまして、1-2の20ページ「その他事業運営に関する事項」で、書き出しのところで「特別会計に承継する債務」という言葉があって、それが「特別会計の債務」となってい

るのですけれども、一般会計移行を踏まえたということだと「に承継する」が「に承継した債務」というふうに「承継」の字を残したまま過去形にするぐらいが移行を踏まえたことになるのかなと。つまり「の」にしてしまうと、継承したというプロセスが消えてしまうのです。つまり「承継する債務」と書いてあったわけですから「承継した債務」と書き直すのが言ってみれば妥当かなと、文言のところが1点目です。

2点目はむしろお尋ねでして、その3行下の「森林・林業再生プラン」という言葉が「森林・林業基本計画に基づく施策」と変わっているのですけれども、これは私的諮問機関が決めたプランと、ちゃんと法律に基づいて決まっている基本計画ということで、そちらのほうがおソドックスなものだということで書きかえるという趣旨はわかるのですが、コスト削減云々にかかわる話ということでいえば「森林・林業再生プラン」のほうがびたっとした名前なのではないかという感じがするのです。そこのところで、もはや林野庁は「森林・林業再生プラン」という言葉は使われないのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

最後は、一番最後の22ページでして「関係機関等との連携の推進」で、労働組合との云々ということはお出してくるのですが、これも大切なのですが、例えば女性の活用であるとか、平等な雇用というようなことは、今回ではないのかもしれないのだけれども、今後このあたりもう少し書くことが、場合によるとあるのかなと思いました。

以上、3点です。

○岡田会長 課長さんでよろしいですか。

○奥田経営企画課長 まず、塚本委員の御指摘でございますが、1－1の資料の1ページをごらんいただいてもよろしいでしょうか。もう少し具体的な記述を入れたほうがわかりやすいのではないかという御指摘かと思うのですけれども、基本的に管理経営基本計画につきましては一番上位に位置づけられた計画でございます、国有林野事業の管理経営の基本的な方針を示すということで、このような内容にさせていただきます。

具体的な記述につきましては、その地域の特性等を踏まえまして、地域管理経営計画、さらにそれに即して国有林野施業実施計画、こちら辺になると、本当に地べたを踏まえてごくごく具体的な記述になってございますので、できればそちらのほうで御趣旨を反映させていただきたいと考えております。

また、鈴木委員の1点目の承継のお話でございますが、「承継した」という表現だと、特会のままの視点になってしまうということでございまして、現実問題といたしまして、既に国有林特会は存在してございませんので、そういった意味で「特別会計の債務については」という表現に変更させていただいたところでございます。

2点目の再生プランの関係でございますが、先ほど委員御自身の御指摘にもござ

いましたけれども、プランの目標なり施策といったものにつきましては、プラン策定後に閣議決定いたしました基本計画の中で明らかにされていることを踏まえまして「プラン」という表現は「森林・林業基本計画に基づく施策」ということで記述を変更させていただいたところでございます。

最後の３点目の指摘「関係機関等との連携の推進」につきましては、昨年１２月にここの記述を大幅に変えさせていただいたこともございまして、今回は特に大きな変更がないということもございまして、こういった記述をそのまま書かせていただいております。

また、委員の御指摘のように、今後いろいろ動向を見ながら、今後の計画策定に当たりましてはまた検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○岡田会長 よろしいですか。ありがとうございました。

○鮫島委員 今のことに関連して。

○岡田会長 ほんの短くでお願いします。

○鮫島委員 森林・林業基本計画は、たしか現在の計画は平成２３年ぐらいですね。年度を入れたらどうですか。ところどころに年度が入っているのです。そうすると、その森林・林業基本計画は森林・林業再生プランに基づいてつくられた計画だから、非常に限定されるから、非常に明確になるのではないかな。新しいのを使うのは当然だからといえば別にいいのですけれども、それを入れたほうがよりしっかりするのではないかなと思うのです。今の鈴木委員の質問にも答えることができると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○岡田会長 これも意見としていただくということで。

深町委員、短くどうぞ。

○深町委員 （３）の「国民の森林（もり）としての管理経営」と（１）にありました背景のところ、５ページにもありますが６ページの検討課題の「４ 美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承するための施策」で、この観点から御検討いただきたいことが１点ありまして、１－２の基本計画の修正に関連する１７ページの「国有林野の活用に関する基本的な事項」の（１）です。

具体的な内容としましては、森林景観だとか、森林資源を地域のために利用するというような観点とか、森林景観を保全するという観点はかなり書かれているのですけれども、それをどう社会に向けて利用していくかということを考えたときに、どういう地域社会に貢献するかという具体的な文言で、先ほど申し上げました「美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承するため」というキーワードが１つ入ることによって、これだけが全ての目的にはならないと思うのですけれども、本来国有林野の資源とかは色々な地域の中で、美しいとか伝統だとかさまざまな観点から貢献してきたと思うのですが、非常に画一的な感じのイメージで、例えば木材だけとか

という形での位置付けと誤解されがちなところがあるので、1つキーワードを入れることによって幅広く地域に応じた、しかも何でも木を使えばいいのだ、林産物を使えばいいのだということではなくて、地域社会の中でこういう方向で貢献していくということを明確に伝えるという意味でも、このキーワードをどこかに入れることを検討いただければと思いました。

以上です。

○岡田会長 ありがとうございます。よろしゅうございますね。

具体的に御指摘をいただいたのは、1－2の17ページの基本的な事項の（1）で地域社会ということを経つか言っているのではないかと、ここをきちっと踏まえていただくといいということですね。ありがとうございます。

予定されている時間を大分オーバーしております。

どうぞ。

○横山委員 手短に。

3ページ、4ページの基本方針とあるのですけれども、今、読んでいて、この中でキーワードという言葉で気がついたのですけれども、持続的な利用管理について、世の中の認識が広まったということは書いてあるのですが、国有林がどうするのが実はどこにも書いていないような気がしたのです。

持続的な利用という言葉がどこに書かれているのかという質問と、もしそう書いていないのであれば、4ページの一番下の「併せて、木材等生産機能については」というところに「施策の推進に寄与するよう計画的に」と書いてあるのですが、ここに例えば「持続性を確保した上で計画的に供給する」というような書き方で、資源利用に際してサステナビリティの確保の明示は基本中の基本として重要だと思うので「持続性の確保」ないしは「持続的な利用と管理」という言葉をどこかに書いていただけないかなというお願いです。

以上です。

○岡田会長 ありがとうございます。

コメントはありますか。これは20年の基本計画には出てくる言葉なのですね。

課長さん、よろしいですか。

それでは、大変多くの御意見をいただきましたので、この後来月1日からパブコメにかけます。そのための基本計画の案を作成しなければいけません。皆さんからいただいた意見を上手にパブコメにかける案に盛り込めたかどうかについては、大変僭越ですが、会長の私に一任させていただくということで、いかがでしょうか。その案につきましては、できるだけ早く各委員にはお送りすることにしたいと思います。そうさせていただければ幸いです。よろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

○岡田会長 ありがとうございます。

次回12月が既に予定されておりますが、そこでの審議は今度パブコメからいただいた意見も踏まえて、その上で大臣から諮問を受け、諮問審議をするということになります。12月には審議の上、答申をしたいと思っております。

それでは、急ぐようですが、今日はその他としまして、2つほど説明事項ですが用意をしております。

1つは「木づかいの推進について」と、もう一つは既に資料をお配りしておりますが、後世に伝えるべき治山の選定についてでございます。

まず最初に「木づかいの推進について」、阿部課長さん、説明をお願いいたします。

○阿部木材利用課長 木材利用課長でございます。

お手元の資料2-1に基づきまして「木づかいの推進について」御説明させていただきます。

1ページ、もう既に御承知のとおり、我が国の森林資源が非常に充実している中で、右側にありますように、出口の対策が非常に重要でございます。

このため、2ページ、我々はさまざまな分野での木材利用の取り組みを進めております。

少し紹介させていただきますと、まず一番上の公共建築物の関係でございます。法律に基づきまして進めておりますけれども、市町村における木材利用促進方針につきましては、9月末現在で1,225と、全市町村の7割強まで進んでおります。今後はこういった方針に基づきまして、木材の実際上の利用の取り組みを進めていきたいと考えております。ただ、全国的に見ますと、都市部でのこの策定の取り組みがおくれておりますので、今後はここに力を入れて働きかけなどをやっていきたいと思っております。

次に、真ん中の住宅分野でございます。これにつきましては、後ほど御説明いたしますけれども、木材利用ポイント等により進めているところでございます。状況については最後に説明をさせていただきたいと思えます。

その下の木質バイオマスの関係でございます。発電の利用に関しましては、固定価格買取制度のもとでいろいろ推進をしております。今後2～3年のうちに未利用の間伐材等を中心に利用する新設の施設を、大体40ぐらいは見込めると把握をしております。また、これら以外にも構想段階のものが多数ございます。これらによって全国各地にかなりの施設ができる予定になっておりますけれども、マップに落としますとまだ足りないところもございますし、安定的な集材に課題を抱えているところもございますので、こういった点について、我々としてはきちっとフォローに努めていきたいと考えております。

このほか、新規分野の開拓でありますとか、輸出でありますとか、あるいは利用の促進を支える新たな製品、技術開発等も推進しているところでございます。

ただ、これらの分野での取り組みを進めるのに不可欠なのが、消費者あるいはその関係者の方々の理解の促進でございます。こういったことで、3ページ、平成17年度より国民運動としての「木づかい運動」を展開しているところでございます。毎年10月は木づかい推進月間としてポスター等による広報活動、シンポジウム、感謝状の贈呈等を集中的に行っているところでございます。

4ページにおきましては、本年度の大臣感謝状を贈呈した部門、事業者名、受賞理由を掲げております。合板なり住宅分野での国産材の大量かつ継続的な利用の取り組み、二酸化炭素認証等の取り組み、さまざまな製品、施設での木づかい運動等でございます。こうした取り組みが各地でより多くなされることを期待しております。

5ページ、6ページでございます。推進月間において各地で行われるイベント開催の概要でございます。一見してかなりあるようでございますけれども、もっともっと地域地域でいろいろなイベントが開催されればいいのではないかなと考えております。

7ページ以降は「様々な主体による木づかい・木材利用ポイント広報の取組」でございます。本年につきましては、木材利用ポイント事業を実施しておりますので、この事業の紹介、PRとあわせて木づかい月間を中心といたしまして、木材利用のよさであるとか意義等もさまざまな場あるいはツールでPRしているところでございます。

時間の関係で詳しく紹介できませんけれども、まずは各種媒体ということで、テレビであるとかラジオ、映画、電車等での映像によるPR、新聞の全国紙なり主要地方紙、住宅関連雑誌などでのPR等も積極的に行っているところでございます。

また、10ページ以降は各地の関係団体によるイベントでありますとか、あるいはDVDをいろいろな層向けにきめ細かくつくって、木のよさとか木づかいの意義とか、そういったものをいろいろ訴えて、これをずっと継続して取り組んでいきたいと思っております。

17ページ、参考で木材利用ポイント事業の概要とございます。この事業につきましては、平成24年度の補正予算により、410億円ということで措置されたものでございます。左にありますように、平成25年4月以降に工事着手されましたスギ・ヒノキ等を柱などに過半使用する木造住宅でありますとか、内装木質化工事など、あるいは木材製品、ペレットストーブなりまきストーブ等を対象にポイントを付与するものでございます。ポイントの付与数につきましては、例えば住宅でありますとか30万ポイント、30万円相当でございますが、こういったことでインセンティブの措置をしているということでございます。

このポイントにつきましては、真ん中の下にございますように、農林水産品でありますとか、あるいは農山漁村の体験型旅行であるとか、商品券等への交換、寄附

でありますとか即時交換をして、木材関係の工事費に使えるといった仕組みになっているわけでございます。

このポイントを農山漁村あるいは農林水産業にきちっと還元をしていくという観点で、汎用性なり換金性の高い全国商品券や即時交換につきましては、発行ポイント数の50%を限度とするという工夫をしております。

18ページ、この事業につきましては、各地域の多くの関係者に御協力いただきながら実施をしております。

まず、左にありますように、各都道府県で事業の推進なりいろいろなお手伝いをやっていただく協議会を、木材あるいは住宅建築関係の方々でつくっていただいております。全県で協議会をつくっていただいて、推進をしていただいておりますが、こういったことで関係者一体となった体制ができているということでございます。

右側は申請窓口の設置状況でございます。これについても全国各地で748カ所が設置をされているということでございます。

18ページの右下、これに加えて、このポイント事業に参加するための登録工事業者等の数を載せておるところでございます。登録された事業者の方々には今後とも地域の木材の利用の促進でありますとか、農産漁村地域の活性化等に積極的に取り組んでいただくということで誓約をしていただいた上で登録をしていただいております。

こういったことで、例えば住宅の登録工事業者を見ていただくとわかりますように、延べ4万5,000にも上っておりまして、非常に多くの方々となっております。こうした中で、このポイント事業により、住宅の仕様でありますとか、あるいは材の調達の変更など、いろいろな動きが見られます。これらが今後さらに広がることを期待しているところでございます。

19ページ、一部報道にございましたけれども、左側のポイント申請につきましては、出足が鈍いのではないかとという御心配をいただいております。これを見ていただくとわかりますように、最近はずっとペースアップしておりまして、10日現在で合計4,000件の申請となっております。申請されたポイント数は大体10億円となっております。まだ全体の事業費の3%程度となっておりますけれども、住宅エコポイントの場合も本格化したのは受付開始後3～4カ月たってからでございますので、この木材利用ポイントも今後かなり増加していくことが見込まれると思っております。

右下には、この事業のマスコミ取り上げ回数をまとめております。回数が問題なのではなくて、よく言われるのは、まだまだ一般の方々の認知が低いということでございます。マスコミに取り上げられて認知をされるということが大事だと思いますので、なかなか車のように繰り返し繰り返しテレビのCMで流して認知をしていただくわけにはいきませんが、我々関係者一体となって、広報なりPRの取り組

み等に力を入れてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○岡田会長　ありがとうございました。

質問、御意見もちよっといただきたいなと思っておりますが、続いて「後世に伝えるべき治山～よみがえる緑～」の選定も説明をいただいた上でとしたいと思います。お願いします。

○川野治山課長　治山課長でございます。

資料２－２を御覧いただきたいと思います。

１ページ、右上にございますように、明治43年の大水害を契機としまして、抜本的な治山治水対策の必要性が高まりまして、1911年、明治44年に第１期森林治水事業が開始されたところでございます。その後100年を経過しまして、治山事業につきましても、森林の再生等による地域の災害の防止等の成果を上げてきたところでございます。

一方、１ページの下に写真がございましたように、治山事業、要は最終的に森林を再生するという目的でございまして、事業の完了後は周囲の森林と同化をして、事業の経過といいますか、痕跡が目立たなくなることから、その成果が時とともに人々の記憶から失われていく場合が多くなっております。このため、治山事業を開始して100年を経過したこの時期を契機といたしまして、治山事業の重要性や必要性につきまして、広く国民の皆様の理解を深めるために、本年５月に５人の学識経験者からなる選定委員会を林野庁に設けまして、各森林管理局、都道府県から推薦のありました治山事業の実施個所123カ所につきまして、ここにございますように技術、事業効果、地域への貢献、人々の記憶という４つの視点に加え、国民や関係者の視点を考慮した上で、総合的に審査をいただきました。

その結果、２ページに示してございますように、60カ所を「後世に伝えるべき治山」として選定したところでございます。その結果につきましては、去る10月３日に代々木の国立オリンピック記念青少年総合センターで治山シンポジウムを開催しましたが、その場で公表するとともに、本日御出席いただいております鈴木委員にもコーディネーターとしてお願いをしまして、パネルディスカッションを行って紹介させていただいたところでございます。

３ページ以降に代表例10カ所を上げておりますが、時間の関係上、５ページの１カ所だけ御紹介させていただきます。「足尾荒廃地の緑の復元（足尾治山事業）」ということで、まさに治山の代表的なところでございまして、群馬県日光市でございます。解説にございますように、明治期を通じて足尾銅山ということで、山火事あるいは銅の精錬に伴う森林の伐採等で広大な荒廃地が発生したということで、非常に厳しい施工条件の中で、国有林の職員も含む技術者がいろいろな工法を開発しまして、これがその後の治山におけるいわゆる山腹工事等荒廃地の復旧の基礎とな

る技術となった。それから、ヘリコプターによる航空実播工もここで導入されたという、非常に治山の技術に貢献した現場でございます。

この下の方にも書いてありますように、近年は特に環境学習の場として、ボランティアとして多くの学生あるいは企業の皆さんがこの箇所をフィールドとして使って植樹活動等を行っているという点を評価してございます。

ということで60カ所を選定したわけでございますが、私どもとしましては、治山事業とは地域に非常に密着した事業でございますので、60カ所を活用しながらそれぞれの地域あるいは市町村等にも協力いただいて、これまで治山事業が国土保全に果たしてきた役割を広くPRすることにより、国民の皆様に治山事業の重要性、必要性あるいは防災意識の向上といったものを図っていきたいと考えております。

以上でございます

○岡田会長 ありがとうございます。大変急いでいただきました。

御質問、御意見をいただきたいと思います。

横山委員、どうぞ。

○横山委員 阿部課長が説明してくださった木づかいの推進についてお願いなのですが、平成17年から始まったということなのですが、円卓会議だったと思うのです。来年で10年になるところなので、できればこの10年間のレビューをすることができないか。どういうアイデアがその円卓会議の中で出されて、成果は先ほど来たくさん表がありましたけれども、こういうものの中にどういう課題や問題点があったり、項目だけは羅列されていますが、質と量のチェックをしていくですとか、その上で今後どうすればいいのかにつなげていく必要があるのではないかなと思いました。

最近利用の用途も大変ふえていると思われまして、多様性への意識が社会一般に広がって、その中で何で多様性を維持するのかということの中に、生態系サービスを十分うまく取り出す人間社会をつくっていくという意識が高まってきたところもあるので、そういうことも含めて、この10年間の振り返りをやってはいかがかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○阿部木材利用課長 ありがとうございます。非常に重要なことだと思いますので、きちっと取り組んでいきたいと思います。

○岡田会長 安成委員、どうぞ。

○安成委員 今の木づかいの推進の木材利用ポイントで御質問ですが、随分現場のほうでは認知が進んでいて、ようやくと使われる加速度がついてきたなという感じがするのですが、今、約10億ポイントで、このまま年度末という捉え方をしたときに、推計で今の4,000件がどの程度、あるいはポイント数にしてどの程度いくとお考えなのかということ。

それから、経費もあるでしょうから、もともと410億のときの想定ポイントが幾

らでしたかということ。

もう一つは、来年もこれが続くと思うのですが、その際にお願いなのですが、少し改善をされるようでありましたら、例えば以前からありますような顔の見える家づくりのグループとかがあるではないですか。ああいうグループを応援する意味で、何らかの形でプラスアルファのポイントをつけるとか、そういう政策の一貫性を守っていただくようなことを考えていただけないか。

質問と意見が1点です。

○阿部木材利用課長 安成委員の御質問ですけれども、我々も申請状況を日々あるいは毎週ごとに把握をしております、どうポイントが出ていくかなと、正直言ってなかなか見通しが難しい面もございますが、今、やっています国交省のエコポイントと同じぐらいのペースになったらどうだろうかというようなことでございます。予算の積算上は大体住宅でいえば8万戸から9万戸ぐらいを見込んでおりますが、これが3月の工事着手分までもつかどうか、さらに精査をしていろいろな対応なりを考えていかなければいけないのかなと思っております。

継続については、現時点では何とも申し上げられませんが、いろいろ現場での御要望とか、やっただいてのことなどを十分踏まえまして対応を考えていきたいと思っております。その中で、急いで事業を開始した面もございますので、改善すべき点とか、さらに現場の方々がやりやすいようなことができるかどうか、これについてもきちんと考えていきたいと思っております。

○岡田会長 そのほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○澤田委員 今の安成委員に関連してなのですが、多分木材利用ポイントを使うかどうかというのは、大体工務店であれば把握できていると思います。何のために登録工事業者というのに登録していただいたのかということから考えれば、逆に聞いて見られたらどうですか。そうすると、ある程度どれぐらいかというのができますし、工事業者としても使えるかどうかかわからないのにお客さんになかなか推進できないのです。完成してからでないこの申請ができないのです。行き当たりばったりになるので、完成していなくても使えるかどうかというのは、多分現時点でわかっている、ぜひその辺を調査していただければ、皆さんスムーズに三方よしでいけるのではないのでしょうか。

○阿部木材利用課長 ありがとうございます。いろいろ検討してまいりたいと思います。

○岡田会長 そのほかいかがでしょうか。

短くお願いします。

○金井委員 短くということですので、治山事業を実施して100年ということですが、大変日本の国土を守ってこられた地道な役割をされてこられたのだなと思って

伺っておりました。

「後世に伝えるべき治山」ということで、10月にオリンピック青少年センターで選定結果を公表したということなのですが、今後これを機に何か第2回とか今後の展開はあるのでしょうか。継続していくとか、あるいはもっと国民に広く伝えるとか、いろいろなことを何かお考えなのでしょうか。

○川野治山課長 先ほども申し上げましたように、まずはこの60選をせっかく選んでいただきましたので、これを活用して、治山事業とはこういうものだということをそれぞれの地域で盛り上げていきたいと思っております。

それから、選定委員会の議論の過程でも出てきたのですが、今回60選ということで、普通は100選とか言われるのですが、実は123箇所推薦があったわけです。どうして60になったかということ、いろいろあるのですが、1つは今、まさに東日本大震災の被災地で復旧の途上でありまして、こういうところが完成すれば、恐らく後世に伝えられる治山になってくるだろうと、そういうものがたくさんほかにもあるわけです。そういうのもいずれ出てくるだろう。

あと、60選を公表することによって、うちはもっとこういうのがあるよという声も出てくるだろうということで、そういう反響も見ながら、第2弾ということもあるのではないかなという意見を委員の皆様からいただいておりますので、そこは今度選んだ60選のPRと並行しながら考えていきたいと思っております。

○金井委員 ありがとうございます。

○岡田会長 そのほかいかがでしょうか。

それでは、時間を大変オーバーしてしまいました。御予定がある方々もたくさんいらしたかもしれません。きょうは以上で終わりにしたいと思います。よろしいですね。ほかにありませんね。

特に古口委員、塚本委員については大変状況が悪く、長時間をかけて駆けつけていただきまして、本当にありがとうございました。なおかつ、御熱心な御議論をいただきました。改めて御礼を申し上げます。

それでは、きょうの審議会は以上で閉じさせていただきます。

次回以降につきまして、林政課長さんからお願いします。

○漆原林政課長 次回の林政審議会は12月18日水曜日の開催を予定しております。前回の審議会で諮問をさせていただきました森林整備保全事業計画の基本的な考え方、本日御審議をいただきました国有林野の管理経営に関する基本計画につきまして、引き続き御審議をいただきたいと考えております。

本日は、台風で大変な状況の中、御出席をいただきまして、本当にありがとうございました。